

- ※ 平成27年1月から70歳未満の方の高額療養費における所得区分が細分化され自己負担限度額が変わります。
- ※ 限度額認定証を平成27年1月以降も利用される方は、再発行の手続きが必要となります。

平成26年12月まで

区 分	所得要件 (世帯全員の基礎控除後の所得)	自己負担限度額 (月単位の上限額)
A 上位所得者	600万円以上	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% <多数回該当 : 83,400円>
B 一 般	600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数回該当 : 44,400円>
C 低所得者	住民税非課税世帯	35,400円 <多数回該当 : 24,600円>

平成27年1月から

区 分	所得要件 (世帯全員の基礎控除後の所得)	自己負担限度額 (月単位の上限額)
ア	901万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数回該当 : 140,100円>
イ	600万円以上 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数回該当 : 93,000円>
ウ	210万円以上 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数回該当 : 44,400円>
エ	210万円以下	57,600円 <多数回該当 : 44,400円>
オ	住民税非課税世帯	35,400円 <多数回該当 : 24,600円>